

○ 鈴鹿工業高等専門学校教員組織規則

平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 1 号
最終改正令和 8 年 4 月 17 日

鈴鹿工業高等専門学校教員組織規則

(目的)

第 1 条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則（平成 16 年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 1 号。以下「機構組織規則」という。）第 5 条及び独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校学則（平成 16 年学則第 1 号。以下「学則」という。）第 7 条の規定に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教員による内部組織に関する事項を定め、もって校務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(教員組織)

第 1 条の 2 本校に、教員をもって組織する、次の各号に掲げる学科及び科を置くものとする。

- (1) 機械工学科
- (2) 電気電子工学科
- (3) 電子情報工学科
- (4) 生物応用化学科
- (5) 材料工学科
- (6) 教養教育科

(副校長及び主事)

第 2 条 学則第 9 条に規定する副校長は、教務主事又は教授のうちから任命する。

- 2 副校長は、校長に事故があるとき、又は校長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 学則第 9 条に規定する教務主事、学生主事及び寮務主事は、機構組織規則第 5 条第 7 項に基づき、別に定めるところにより任命されるものとする。

(校長補佐)

第 3 条 本校に校長補佐を置き、教務主事、学生主事及び寮務主事並びに本規則第 4 条第 2 項に規定する研究主事、同条第 4 項に規定する特命主事及び第 6 条に規定する専攻科長をもって充てる。

(校務を分担する主事)

第 4 条 機構組織規則第 5 条第 4 項の規定に基づき、本校に、教務主事、学生主事及び寮務主事の他に、研究主事を置く。

- 2 研究主事は、校長の命を受け、研究活動及び地域貢献（主として研究活動に限る。）に関することを掌理する。
- 3 機構組織規則第 5 条第 4 項の規定に基づき、本校に、校務の必要に応じて、特命主事を置くことができる。
- 4 特命主事は、校長の命を受け、特定の事項に関することを掌理する。
- 5 研究主事及び特命主事は、教授のうちから校長が任命する。

第5条 教務主事、学生主事、寮務主事及び研究主事のもとに、当該主事の職務を補佐するため、主事補を若干名置くことができる。

2 主事補は、教員のうちから校長が指名する。

(専攻科長)

第6条 本校の専攻科に、専攻科長を置く。

2 専攻科長は、専攻科の教育課程、学生支援及び管理運営に関することを掌理するとともに、その連絡及び調整に係る事項を担当する。

3 専攻科長は、教授のうちから校長が任命する。

(専攻科長補佐)

第7条 専攻科長のもとに、その職務を補佐するため、専攻科の各年次に専攻科長補佐を若干名置くことができる。

2 専攻科長補佐は、教授又は准教授のうちから校長が指名する。

(学科長等)

第8条 本規則第1条の2に規定する教員組織に、学科長及び科長（以下「学科長等」という。）を置く。

2 学科長等は、当該学科及び教養教育科に係る次の各号に掲げる事項を担当する。ただし、第2号及び第3号については、これにより難い事情のある場合は、校長の承認を得て、他の教員に委任することができる。

(1) 教育課程及び学生支援に関すること。

(2) 施設設備等の保守管理に関すること。

(3) その他管理運営に関すること。

3 学科長等は、教授又は准教授のうちから校長が指名する。

(教科責任者)

第9条 学則第25条に規定する一般科目の授業科目を次の各号に掲げる教科に区分し、それぞれの区分に教科責任者を置く。

(1) 人文社会

(2) 自然科学（数学）

(3) 自然科学（理科）

(4) 情報学

(5) 外国語

(6) 保健体育

2 教科責任者は、当該教科の授業科目担当教員との連絡、調整及びその他必要な事項を担当する。

3 教科責任者は、当該教科の授業担当教員のうちから校長が指名する。

(学年主任)

第10条 学則第3条第1項に規定する学科の各学年に、学年主任を置く。

2 学年主任は、当該学年の連絡及び調整を担当するとともに、当該学年の円滑な運営に必要な事項を処理する。

3 学年主任は、教員のうちから校長が指名する。

(学級担任)

第11条 学科の各学級に学級担任を置く。

2 学級担任は、次の各号に掲げる事項を担当する。

- (1) 学級の学習指導及び生活指導等に関すること。
- (2) 特別活動に関すること。
- (3) その他学級の運営に関すること。

3 学級担任は、教員のうちから校長が指名する。

(担任補佐)

第12条 学級担任の他に、第1学年及び第2学年にそれぞれ担任補佐を2人まで置くことができる。

2 担任補佐は、学級担任に事故あるときは、その職務を代行する。

3 担任補佐は、教員のうちから校長が指名する。

(図書館長及び附属施設の長)

第13条 図書館に図書館長を置き、教授のうちから校長が指名する。

2 次の各号に掲げる附属施設に、当該施設の運営に当たらせるため、長を置き、教授又は准教授のうちから校長が指名する。

- (1) クリエーションセンター
- (2) 情報処理センター
- (3) 共同研究推進センター
- (4) 教育研究支援センター
- (5) イノベーション交流プラザ

(任期)

第14条 機構教員組織規則第5条第6項の規定に基づき、本規則第2条から第4条に規定する職の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 本規則第5条から前条に規定する職の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、原則として前任者の残任期間とする。

(雑則)

第15条 本校の教員による内部組織について、この規則により難い特別の事情が生じた場合は、その都度校長がこれを定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際に任命された学則第9条に規定する主事及びこの規則に規定する職に指名された者の任期は、第14条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 3 月 16 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の第 7 条に規定する専攻主任及び専攻副主任にあつては、平成 28 年度以前の専攻科入学者が在学しなくなるまでの間、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 14 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 6 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 17 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。